

今後の議論の進め方について

1. 「収集手順班」及び「DNA鑑定班」の設置

- 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」(以下「専門技術チーム」という。)では、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、收容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けたことを踏まえ、
- ・ 当該遺骨が日本人の遺骨であるかの確認
 - ・ 日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法の検討
 - ・ 今後の遺骨收容時の作業手順における日本人の遺骨であることの確認のあり方の検討
- 等の複数の議題について議論いただくことを予定しているところ。
- また、「9月19日に公表した9事例についての今後の進め方等(日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された埋葬地関係)」(令和元年10月4日厚生労働省報道発表資料)では、「専門技術チームから有識者会議への報告は年度内を目途に行うことを目指す」とされているところ。
- 以上のことを踏まえ効率的に議論を行うため、「収集手順班」及び「DNA鑑定班」の2班を設置し、それぞれ検討を行い、その結果等を専門技術チームにおいて遺骨収集全体の手続きとしてまとめることとしてはどうか。

班の概要について

	収集手順班	DNA鑑定班
議論いただく内容	<ul style="list-style-type: none"> ・9事例の手続の確認 ・形質人類学的観点からの手順の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・9事例のDNA鑑定 ・DNA鑑定の標準的手法の検討
班員(五十音順、敬称略) ※○は班長	坂上 和弘 坂 英樹 橋本 正次 ○ 盛川 英治	浅村 英樹 ○ 浅利 優 北川 美佐 篠田 謙一 玉木 敬二 山田 良広

※必要に応じ、上記班員以外の者を参集する場合がある。

2. 専門技術チーム及び各班における検討事項

※【】は検討を行っていただくチーム・班

- (1) 今年度の遺骨収集事業について【専門技術チーム】
- (2) 戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地にかかる遺骨(9事例597柱)について
 - ① 9事例について、現地での鑑定手続及び判断が適切であったかどうかについての確認【収集手順班】
 - ② 指摘を受けた遺骨が日本人の遺骨であるかの確認【DNA鑑定班】
- (3) 日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法の検討
 - ① 形質人類学的観点からの手順の検討【収集手順班】
 - ② DNA鑑定の標準的手法の検討【DNA鑑定班】

※ 以上の検討事項について、専門技術チームを5回程度実施することとし、その間、各班において必要に応じて打合せを実施予定。

今年度の遺骨収集について（案）

- 今年度の遺骨収集は、11月6日～14日の樺太・占守島（ロシア）の後、海外では南方9地域で予定されている。
- 今般の状況を踏まえ、今後の遺骨収集を行うに当たっては、現地において、日本人の遺骨である蓋然性を慎重に判定することが必要である。
日本人の遺骨である蓋然性を適切に判定するためには、
 - ① 現地及び日本側の遺骨の形質の専門家による鑑定
 - ※ 専門家が派遣団長と協議し、事前に入手した情報（海外資料・証言・戦史等）、及び収容現場で入手した情報（埋葬状況・遺留品等）といった入手可能な情報を総合して判定を行う
 - ② 形質の鑑定で疑義が生じた場合など、判定困難な場合は、検体のみを持ち帰り、日本人であるかに着目したDNA鑑定を行うことが確保されていることが必要である。
- ②が確実に担保されるように、より慎重な判定を行い、多少でも疑義があれば②の手順に回すことを徹底する。
- 日本人の遺骨である蓋然性の判定にあたっては、骨の形質のみならず、事前に入手した情報（海外資料・証言・戦史等）及び収容時の情報（収容現場の状況や遺留品等）といった入手可能な情報を総合して判定を行うので、判定を行った根拠を報告書に明確に記録する。このことを、日本の収集団に徹底する。
- 相手国に対しては、
 - ・ 日本人の遺骨である蓋然性を慎重に判定し、多少でも疑義があれば②の手順に回すこと
 - ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定され、現地で焼骨の上送還された遺骨であっても、その後のDNA鑑定により、日本人ではない可能性が判明する場合があります
 - ・ その場合、相手国と協議を行うことについて事前に説明し、承諾を得ることとする。
- 上記の取扱いを徹底することにより、現地で焼骨するケースは、現在よりも減少することとなる。

- 日本への送還、検体採取、現地焼骨等の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ・ 日本人である蓋然性が高いと判定した遺骨については、身元特定のためのDNA鑑定用の検体(未焼骨)を採取した残りの遺骨については、慰霊のため、現地で焼骨する。(残骨については、そのまま焼骨。)
 - ※ 現地で焼骨する場合は、より慎重な判定を行うため、現地に同行している遺骨の形質の専門家の鑑定に加え、遺骨の画像データを現地から日本に送信し、もう1名の遺骨の形態の専門家に意見を求める仕組みとすることを検討する。
 - ※ なお、南方等戦闘地域の遺骨収集において、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合であって、一つの壕に複数名の遺骨が混在している等、一体ずつに分けることができないが、戦没者の身元を特定する手掛かり情報がある場合などの例外的なケースについては、全ての遺骨を焼骨せずに持ち帰り、DNA鑑定を行う。
 - ・ 日本人の可能性はあるが、日本人である蓋然性が高いとの判定が困難な遺骨については、検体のみ持ち帰り、日本人であるかに着目したDNA鑑定を行う。
 - ※ 一般的に保存状態が良好でないことが想定されるが、検体として手順書に定める部位が採取できない場合であっても、遺骨鑑定人が適当と判断する部位(固い骨)を検体として採取する。
 - ※ 検体以外の遺骨は、鑑定結果が得られるまで現地で再埋葬又は保管することとする。
- 日本人であることが確実と思われる程度にまで蓋然性が高いと判定される場合もあり、その場合には、現地で焼骨することとなる。そのような場合にまで、現地で焼骨しないことは、遺族感情からすると理解されがたいものと考えられる。
 - ※ 遺骨鑑定人が形質の鑑定により日本人である蓋然性が高いと判断し、かつ、日本軍人の遺留品が遺骨と共に発見された場合等。

(今後の収集スケジュール)

地域	収集予定時期	現地鑑定 人の有無	日本人鑑定 人の有無	検体のみの 持ち帰り
樺太・占守島（ロシア）	11月6日～11月14日	○	○	○
マリアナ諸島 （アメリカ）	11月11日～22日	○	○	○
ビスマーク・ソロモン諸島 （パプアニューギニア、ソ ロモン諸島）	11月30日～12月13日、 3月予定	○	○	○
パラオ諸島（パラオ）	11月30日～12月13日	○	○	○
東部ニューギニア （パプアニューギニア）	2月予定	○	○	○
ミャンマー	3月予定	○	○	○
インド	3月予定	○	○	○
マーシャル諸島（マーシャ ル諸島共和国）	未定（年度内実施予定）	○	○	○
インドネシア	未定（年度内実施予定）	○	○	— (※)
フィリピン	未定（年度内実施予定）	○	○	○
ロシア	来夏予定	○	○	○
硫黄島	2月予定	— (国内の ため)	○	○

※ インドネシアでは、文化財保護法により未焼骨の遺骨の国外への持ち出しが禁止されているため、現地の鑑定機関がDNA鑑定を実施することを検討中

具体的な判断基準について

①における判断をより慎重に行うことで、ほとんどは②の手順（検体のみの持ち帰り）を行うことになると思われるが、①において日本人である蓋然性を判断するにあたっての具体的な基準として、

- (1) 歴史的背景（史実、部隊記録、現地証言等）があること
- (2) 形質から、日本人（モンゴロイド）であることが明らかであること（※1）
- (3) 遺留品等があること（※2）または、抑留中死亡者の埋葬地の場合は、埋葬図と埋葬状況が合致していること

上記の3条件をすべて鑑定人等が直接確認している場合に限り、検体採取の上、残りの遺骨を現地で焼骨することが考えられる。

※1 (2)の判断に当たっては、現地住民の埋葬方法（風葬、座った姿勢で埋葬等）を現地住民や現地の考古学者から聴取し、現地住民の埋葬ではないこと、染歯や極端な歯のすり減りが見られないこと、現地住民の所持品が発見されていないこと等を確認し、現地住民の可能性を排除する。

※2 遺留品は発見できない場合であっても、収容した遺骨が部分的な炭化、銃創、らせん骨折など爆発や銃による大きな力と熱を被ったことが推定できる場合等には、(3)の条件を満たすものとする。

例) これまで、パプアニューギニアのブーゲンビル島における遺骨収集では、戦史から同島で多数の旧日本兵が戦死したことが分かっていることから、現地で日本人（モンゴロイド）と判断された遺骨が収容された場合は、検体を採取の上、現地で焼骨を行っていた。

しかしながら、上記の基準に照らすと、現地住民の証言はあるが、収集団が収集現場を確認していないこと、また、遺留品がないことから、条件を満たしていないため、今後は検体のみの持ち帰りとなるものが増えると思われる。

令和元年10月16日

【照会先】

社会・援護局事業課鑑定調整室

室長 橋本 弘文（内線4524）

課長補佐 長谷川 公子（内線3473）

（代表番号）03-5253-1111

（直通番号）03-3595-2228

報道関係者各位

硫黄島などにおける遺留品等の手掛かり資料がない 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施について

厚生労働省では、戦没者遺骨について、遺留品等の手掛かり資料からご遺族が推定できる場合には、ご遺族からの申請に基づいてDNA鑑定を行い、親族関係が判明した場合、ご遺骨をご遺族に返還しています。

また、遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨のDNA鑑定を行うことについては、沖縄で試行的に取り組むとともに、有識者、ご遺族及び遺骨収集の担い手、DNA鑑定の専門家等の意見を伺いながら、進めていくこととしていました。

この度、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月2日）も踏まえ検討した結果、硫黄島などにおいて遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、本件は、個別の地域において遺留品等の手掛かり資料のないご遺骨に関する身元特定のためのDNA鑑定を実施することについてお知らせするものであり、遺骨収集全体についての今後の方針を発表するものではありません（※）。

※ 日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された埋葬地についての事実関係及び今後の進め方等については、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下で専門技術チームにおいて、日本人である可能性の標準的確認方法の検討や、日本人である可能性の確認等を行っているところです。

硫黄島などにおける遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施について

DNA鑑定の取組

- DNA鑑定は、血縁関係の存否を、同じDNA型を持ち合わせる確率により推定するものであるが、血縁関係の判断に当たっては、DNA型判定の結果のみならず、関係する情報（遺留品、埋葬者名簿、遺骨の収容地の埋葬者数等）も併せて総合的に判断する必要がある。
- **平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、遺留品や埋葬者名簿等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施。**

しかし、遺留品や埋葬者名簿等の情報があるケースは限られている…

平成28年度の対応

- 遺留品や埋葬者名簿等がなくても**部隊記録等から戦没者をある程度特定できる場合に、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかけること（遺族への呼びかけ範囲の拡大）を実施。**

※部隊記録等が残る沖縄県のうち、遺骨（歯）が多く収容されている沖縄県内の4地域（「まかび真嘉比」、「こうち幸地」、「おおさとあざたかひら大里字高平」、「きょうづか経塚」）の75検体のDNA情報を抽出し、遺族への呼びかけと鑑定を実施。

結果

所在が判明した遺族1,736件（※）に呼びかけ、それに応じた遺族360件のうち、検体が提出された遺族335件との間でDNA鑑定を実施したが、**戦没者の身元特定には至らず。**

※ 1件について複数名から検体が提出される場合あり。

平成29年度からの対応

- 沖縄4地域の75検体に、沖縄6地域（「まえだ前田」、「いはら伊原」、「こめす米須」、「きやん喜屋武」、「まかべ真壁」、「くしかみずんざはら具志頭須武座原」）の9検体を加えた84検体について、さらなる試行的な取組として、遺族と思われる方に対し、**広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募集。**
- 申請のあった遺族については、部隊記録等の厚生労働省保管資料に加えて、**申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施。**

結果

平成31年2月15日までに遺族387件の申請があり、検体が提出された遺族332件との間でDNA鑑定を実施したが、**戦没者の身元特定には至らず。**（昨年12月末に記者発表を行った以降にも、遺族46件との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至らず。）

身元特定に至らなかった理由として考えられる要素

- 沖縄で収骨した遺骨のほとんどは焼骨され、沖縄戦没者墓苑に納骨済である。
- DNA鑑定の対象となる検体に対する戦没者の遺族の絞り込みが困難である。
- 高温多湿等の土地で長期間経過した沖縄戦没者の遺骨は保存状態が悪く、鑑定に必要なDNAが検体から十分に抽出できない遺骨が多い。
- 検体を提供いただいた遺族が戦没者から遠い親族関係にある場合には、判定が難しい。

これまでの結果を踏まえ、平成31年3月に、平成31年4月以降の対応として、下記を公表。

- 沖縄の戦没者遺骨（試行的取組の拡充）**
 - ・沖縄県が未焼骨で保管している遺骨（沖縄県の報告によると約700柱（平成30年3月末時点）を精査し、DNAの抽出可能な遺骨を選別。
 - ・沖縄県内の各地にある慰霊塔内にあるとされる遺骨について、管理者等の意向を踏まえたうえで、DNA鑑定の対象となり得るものを調査。

なお、沖縄10地域については、沖縄県や関係者からの要請もあり、引き続き公募による申請を受け付けるとともに（適切に広報）、新たに当該地域に該当する遺骨からDNAが抽出できた場合は、既申請者とも改めて鑑定。

- 南方等の戦闘地域（沖縄及び硫黄島を含む）の戦没者遺骨**
 - ・遺留品等、戦没者を推定する手掛かり資料がない遺骨のDNA鑑定については、別途、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手、専門家から意見を伺いながら、平成31年夏を目処に検討。
- 遺留品を伴う戦没者遺骨、旧ソ連・モンゴルの抑留中死亡者遺骨（埋葬地名簿等が存在）**
 - 記名のある遺留品や埋葬地名簿等を手掛かりに、引き続きDNA鑑定を実施。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月2日）（抄）

<南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定について>

- 南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、
 - ・ 遺骨の保存状況が悪いこと
 - ・ 戦没者の母集団が大きいこと
 - ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性の排除が容易でないこと
 - ・ 今後新たに収容される可能性のある遺骨に、より可能性の高い血縁者が存在しうる可能性を排除することが容易でないことから、身元特定は非常に難しいことが見込まれる。

- そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、
 - ・ 推定戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。
 - ・ 推定戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。
 - ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの説明を、より一層丁寧に行う。
ことが考えられる。その場合、鑑定体制の充実が不可欠である。

- また、厚生労働省においては、なるべく多くの遺族に申請してもらえよう、また、DNA鑑定について正しく理解してもらえよう、積極的な広報に努める必要がある。

上記の結果も踏まえ、令和2年度から、以下の内容を実施する。

- 南方等の戦闘地域（沖縄及び硫黄島を含む）の戦没者遺骨
 - ・ 遺留品等、戦没者を推定する手掛かり資料がない遺骨のDNA鑑定を、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラフ環礁においても、公募により試行的に実施する。
(戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し収容された遺骨（検体）数の割合が多い地域)
 - ※ 他の地域については、上記の実施結果を踏まえ、今後、検討を行う。

南方等戦闘地域の各島・地域の戦没者数・収容遺骨数(令和元年8月末現在)

	島名・地域名	戦没者概数(人)	政府派遣収容遺骨数(柱)※1	検体数※2
200,000	フィリピン共和国 ルソン島	272,500	49,337	40※3
	中国東北地方等(ノモンハン地域)	245,400※4	39,330※4※5	92※6
	沖縄	188,100	187,410※7	185※8
	ミャンマー	137,000	91,430※5	102
100,000	バブアニューギニア独立国(東部ニューギニア)	127,600	51,410※5	280
50,000	フィリピン共和国 レイテ島	79,000	16,211	—※3
	フィリピン共和国 ミンダナオ島	63,700	7,925	—※3
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島サイパン島	55,300	29,228	153※9
	インドネシア共和国(西イリアン)	53,000	33,430※5	36※10
20,000	インドネシア共和国(西イリアンを除く地域)	31,400	11,030※5	—※10
	バブアニューギニア独立国 プーゲンビル島	33,500	10,660	936※11
	インド	30,000	19,950※5	4
	樺太・千島・アメリカ合衆国アリューシャン	24,400※12	1,800※5※12	80※13
	ソロモン諸島 ガダルカナル島	22,000	15,568	—※11
	硫黄島	21,900	10,460※5	513
	タイ・マレーシア・シンガポール	21,000※14	20,200※5※14	2※15
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島グアム島	20,000	516	—※9
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島テニアン島	15,500	10,502	—※9
	バブアニューギニア独立国 ビスマーク諸島ニューブリテン島	13,500	3,168	—※11
10,000	フィリピン共和国 セブ島	11,700	10,790	—※3
	パラオ共和国 ベリリュー島	10,200	7,789	91※16
5,000	マーシャル諸島共和国 クエゼリン島	8,300	146	—※17
	ミクロネシア連邦 トラック諸島(全体)	5,900	4,096	22
1,000	ミクロネシア連邦 メレヨン島	4,900	3,052	6
	キリバス共和国 ギルバート諸島タラワ島	4,200	178	164※18
	マーシャル諸島共和国 ウォッツェ島	2,900	256	73※17
	アメリカ合衆国 ウェーク島	2,200	820	6
	パラオ共和国 アンガウル島	1,200	920	—※16
	ツバル ヌイ島	—	1	1

○ 厚労省保管の人事関係資料では、南方については、一般的に、死没場所が詳細な地名でなく、国名や島の名称となっている場合が多い。そのため、鑑定対象の母集団は一般的にその国内や島内の戦没者数にならざるを得ない。

○ 南方等戦闘地域の戦没者遺骨の検体数は、計2,796(※)。なお、旧ソ連・モンゴルの抑留中死亡者の遺骨の検体数は、旧ソ連7,033、モンゴル653であり、南方等戦闘地域の戦没者遺骨の検体数と合わせると、計10,482。
※地域不明として受領した11を含む。

(参考)旧ソ連抑留中死亡者埋葬地
ハバロフスク(名簿登載 1,034、収容柱数 897)

※1 政府派遣収容遺骨数には、政府派遣以外に持ち帰られた遺骨や現地住民等が収容し政府派遣団が受領した遺骨であって収容地点が不明な遺骨等は計上していない。
 ※2 身元が特定され、御遺族にお返ししたものを除く。
 ※3 フィリピンで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、フィリピン全体を一つの地域として整理し、ルソン島の欄に計上している。
 ※4 ノモンハン地域は、中国東北地方とモンゴルにまたがる国境付近の地域であり、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。
 ※5 収容遺骨概数であり、政府派遣以外に復員等の際、戦友等により持ち帰られた遺骨等を含む。
 ※6 全てノモンハン地域で収容された遺骨の検体である。
 ※7 政府による収容数と沖縄県民による収容数を合計した概数である。また、平成30年度に収容した遺骨が鑑定中であるため、暫定値である。
 ※8 185柱とは別に沖縄県で保管中(推定約700柱)の遺骨について検体となり得るものを精査予定である。
 ※9 マリアナ諸島で収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、マリアナ諸島全体を一つの地域として整理し、サイパン島の欄に計上している。
 ※10 インドネシアで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、インドネシア全体を一つの地域として整理し、西イリアンの欄に計上している。
 ※11 ビスマーク・ソロモン諸島で収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、ビスマーク・ソロモン諸島全体を一つの地域として整理し、プーゲンビル島の欄に計上している。
 ※12 樺太・千島・アリューシャンについては、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。
 ※13 千島には占守島(死傷者数:約600人、政府派遣収容遺骨数:58柱、検体数44)が含まれる。アリューシャンには、アッツ島(戦没者概数:2,600人、政府派遣収容遺骨数:320柱、検体数0)が含まれる。
 ※14 樺太で収容された遺骨の検体36と、占守島で収容された遺骨の検体44の合計数である。
 ※15 タイ・マレーシア・シンガポールについては、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。
 ※16 全てタイで収容された遺骨の検体である。
 ※17 パラオで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、パラオ全体を一つの地域として整理し、ベリリュー島の欄に計上している。
 ※18 マーシャルで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、マーシャル全体を一つの地域として整理し、ウォッツェ島の欄に計上している。
 ※19 米国から受領した検体を含む。

DNA鑑定の検体の採取部位について

現在の方針

- DNA鑑定に当たっては、遺骨の一部である検体からDNAを抽出し、鑑定を行っており、検体の対象とする部位については、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、決定している。
 - 平成29年4月からは、歯に加え、四肢骨も対象としている。
- ※ 我が国では、遺骨の一部をDNA鑑定の検体として採取後、我が国の慣習に基づく慰霊行事の一環として、残りの遺骨を現地で焼骨している。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月2日）（抄）

- DNA抽出の可能性を高めるため、現在の歯及び四肢骨に加え、頭蓋骨（側頭骨）の錐体部も検体の対象とすることが望ましい。

今後の方針

- 上記の結果を踏まえ、今後は、現在の歯及び四肢骨に加え、頭蓋骨（側頭骨）の錐体部も検体の対象とする。

Press Release

報道関係者 各位

令和元年9月19日

【照会先】

社会・援護局 事業課

課長 吉田 和郎 (内線3446)

課長補佐 佐藤 宏 (内線3447)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2228

これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について

- 1 今般、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について、事実関係を整理し、相手国（ロシア）と情報共有を行ったことから、別添のとおり、発表します。
- 2 今後の確認・検証作業の進め方については、専門家、遺族等の関係者からのご意見を伺うとともに、相手国（ロシア）との協議なども踏まえてとりまとめ、別途発表します。

(配布資料)

- 別添：これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地
- 参考：旧ソ連・モンゴル地域の収容埋葬地に係るDNA鑑定状況

これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が
収容された可能性が指摘された埋葬地¹

(1) 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例(1埋葬地)

【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、
鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された
可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

※ 4埋葬地とも平成23年度(厚生労働省が、戦没者遺骨の所属集団の特定の
必要が生じた際にDNA分析を参考資料として初めて用いた年)以前の事例

(1)－1 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例

収容埋葬地	ザバイカル地方 第24収容所第13支部
収容時期	平成26年8月
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)
収容柱数	16柱(検体が採取できたのは16柱すべて)
日本人である蓋然性が 高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	なし
骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施 (遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年3月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期	平成29年3月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成30年6月(※1)
DNAから見た日本人である可能性の確認の結果が報告された時期	平成30年8月(※2)

※1 平成30年6月のDNA鑑定人会議において、遺族のDNAと照合を行う過程で、鑑定人の一人から、日本人の遺骨ではない可能性が指摘され、協議の結果、同鑑定人が、DNAから見た日本人である可能性の確認を行うこととなった。

※2 平成30年8月のDNA鑑定人会議において、DNAから見た日本人である可能性の確認を行った結果として、16柱全てについて「日本人の遺骨ではない」、または、「日本人の遺骨ではない可能性が高い」と報告された。

注) 鑑定人がロシアとの協議のために必要なデータと専門家の評価を記載した鑑定書を現在作成中。

(1)－2 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地
【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

收容埋葬地	①ケメロボ州 第526收容所第6支部	②クラスノヤルスク地方 第34收容所第8支部－1	③イルクーツク州 第7收容所第8部隊－2／第7收容所第9部隊／第7收容所第10部隊	④ハバロフスク地方 第2收容所第5支部付属 中央病院墓地
收容時期	平成25年9月	平成18年8月	平成12年7月 (現地調査は19年6月まで継続)	平成18年7月～22年7月
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)
收容柱数	2柱(検体が採取できたのは2柱すべて)	60柱(検体が採取できたのは45柱)	90柱(検体が採取できたのは72柱。ただし2柱は鑑定に適さず。)	135柱(検体が採取できたのは128柱)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	なし	なし	なし	なし
骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)	なし(平成12年当時、作業要領上規定なし)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年2月	平成20年12月	平成28年3月	平成23年4月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成29年3月	平成19年10月(※1)	平成29年3月	平成23年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし	なし	なし	なし
日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された時期	平成31年3月	平成30年3月	平成29年12月	平成24年6月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	2柱	45柱	70柱	128柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数(鑑定に適さなかったものを除く。)から身元特定数を引いた数

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

収容埋葬地	①ハバロフスク地方 第2収容所・第3支部 マンガクト駅地区	②ハバロフスク地方 第3475特別野戦病院ヴァニノ地区	③イルクーツク州 第7収容所第22支部	④タンボフ州 第2022特別軍病院モルシヤンスク市 ／コチェトフカ村墓地
収容時期	平成12年7月～15年7月	平成11年7月	平成12年7月	平成14年5月
日本への送還許可	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)
収容柱数	98柱(検体が採取できたのは96柱)	126柱(検体が採取できたのは126柱全て)	74柱(検体が採取できたのは74柱全て)	57柱(検体が採取できたのは57柱全て)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を収容	・遺留品(襟章、印鑑) ・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を収容	なし	・遺留品(認識票、階級章) ・治療痕(金歯)のある遺骨を収容
骨の形質の鑑定	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	あり(当時、作業要領上の規定はなかったが、ヨーロッパ人死亡者も埋葬されている埋葬地のため、ロシア側が鑑定人を派遣)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成20年3月	平成18年5月	平成17年12月	平成17年1月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成16年12月	平成15年6月	平成15年6月	平成15年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	2柱	1柱(但し、遺留品により身元判明したもの)	なし	14柱
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成21年2月	平成19年4月	平成18年3月	平成17年5月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	94柱	125柱	74柱	43柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数から身元特定数を引いた数

平成11年度
(DNA鑑定を実施
するための検体採
取を開始した年)
以降に遺骨を収容
した埋葬地
：126埋葬地



収容遺骨から
検体を採取できた
埋葬地
：124埋葬地



DNA鑑定人会議
において収容遺骨
の身元特定のため
のDNA鑑定が
行われた埋葬地
：106埋葬地



DNA鑑定人会議において日本人でない
遺骨が収容された可能性が指摘された
埋葬地：9埋葬地

- ・ DNAから見た日本人である可能性の確認に
至っているもの
【A】 (1埋葬地)
- ・ DNAから見た日本人である可能性の確認には
至っていないもの
【B】 (4埋葬地)
【C】 (4埋葬地)

※令和元年8月末時点

注) 今後、各埋葬地の担当の鑑定人(鑑定機関)に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA鑑定人会議の場において指摘していただく。

Press Release

令和元年10月4日

【照会先】

・「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」に関する事

社会・援護局援護企画課

課長補佐 橋口 真治 (3454)

直通 03-3595-2228

・「日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」に関する事

大臣官房総務課

企画官 佐藤 俊 (8632)

直通 03-3502-6903

・「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」に関する事

社会・援護局事業課

課長補佐 萩原 竜佑 (3439)

直通 03-3595-2228

報道関係者 各位

9月19日に公表した9事例についての今後の進め方等 (日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された埋葬地関係)

9月19日に、これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された埋葬地について、事実関係の発表を行ったところです。

別途発表することとしていた今後の確認・検証作業の進め方について、専門家、遺族等の関係者からのご意見、今般のロシアとの協議等も踏まえ、整理しましたので発表します。

(配布資料)

○別添 今後の確認・検証作業の進め方について

今後の確認・検証作業の進め方について

【検討を行う場】

- 平成 29 年 12 月に設置された「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」(座長:戸部良一防衛大学校名誉教授。以下「有識者会議」という。)(別紙 1)に、構成員として DNA 鑑定の専門家を加えるとともに、オブザーバーとして、日本遺族会を加える。
- また、有識者会議の下に、新たに、
 - (1) 「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」(以下「調査チーム」という。)(別紙 2)
 - (2) 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」(以下「専門技術チーム」という。)(別紙 3)を設置する。
- 有識者会議において、各チームからの報告を受け、厚生労働省への意見をとりまとめる。
※調査チームから有識者会議への報告は 1 ヶ月を目途に、専門技術チームから有識者会議への報告は年度内を目途に行うことを目指す。

【検討すべき課題】

(1) 調査チーム

戦没者の遺骨収集事業に関し、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行う。

(2) 専門技術チーム

① 鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地に係る遺骨(9 事例、597 柱)について、

- ア 現地での鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認
- イ 日本人である可能性の確認

② 日本人である可能性の標準的確認方法の提示

※ 現時点における確認方法の評価、新たな技術を応用することの課題の整理を行った上で日本人である可能性の標準的確認方法を提示する。また、他分野の技術についても広く探索しその活用を検討する。

③ ①・②を踏まえた今後の遺骨収集の作業手順の検討

【来年度以降の対応予定】

- 年度末の専門技術チームから有識者会議への報告及びその報告を受けた有識者会議の意見に基づき、厚生労働省において、各国ごとの事情を踏まえ、当該国における遺骨収集の手順を新たな作業手順に改める。

- すでに収容した9事例以外の遺骨について、②で示された標準的確認方法に基づき、来年度以降に改めて確認を行う。

- ②で示された標準的確認方法は、現時点での利用可能な技術に基づいた方法であるため、技術の進歩に伴い逐次改善する。

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議 開催要綱

1. 目的

戦没者の遺骨収集等事業を行う指定法人（以下「指定法人」という。）の業務運営及び会計処理の適正実施、並びに厚生労働省が行う指定法人への指導監督及び厚生労働省が自ら行う遺骨収集等事業の適正実施のため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催し、厚生労働省に対して、法律や法人コンプライアンス、会計などの専門的な見地から意見及び助言を述べる。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は、法律、会計専門家及び学識経験等を有する者のうちから、社会・援護局長が別紙のとおり参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は、構成員の互選により選出する。

3. 運営

- (1) 会議の議事は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、社会・援護局援護企画課において行う。

4. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が社会・援護局長と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する
有識者会議 構成員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属
あきむら ひでき 浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
いぬぶし ゆきこ 犬伏 由子	慶應義塾大学名誉教授 東京家庭裁判所家事調停委員
くまがい のりかず 熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
たけうち ひろよし 竹内 啓博	公認会計士・税理士竹内事務所 公認会計士・税理士
とべ りょういち ○戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授
はまい かずふみ 浜井 和史	帝京大学学修・研究支援センター准教授

注 ○は座長

※ オブザーバー参加

日本戦没者遺骨収集推進協会

日本遺族会

日本人でない遺骨が收容された可能性が
指摘された後の対応に関する調査チーム要綱

1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、收容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）による会議を開催する。

2. 構成

- (1) 調査チームは、座長が指名する別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 主査は、調査チームに補助員を置くことができる。
- (3) 調査チームの構成員及び補助員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

3. 事務

調査チームの事務は、厚生労働省大臣官房総務課が行う。

4. その他

前各項に定めるもののほか、調査チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

別紙2の別紙

日本人でない遺骨が収容された可能性が
指摘された後の対応に関する調査チーム 構成員

(五十音順、敬称略)

くまがい のりかず 熊谷 則一 ○	涼風法律事務所 弁護士
とべ りょういち 戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授

注 ○は主査

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する 専門技術チーム要綱

1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、收容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けたことを踏まえ、当該遺骨が日本人の遺骨であるかの確認を行うとともに、日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法や、今後の遺骨收容時の作業手順における日本人の遺骨であることの確認のあり方等の検討を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」（以下「専門技術チーム」という。）による会議を開催する。

2. 構成

- (1) 専門技術チームは、別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 専門技術チームの構成員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

3. 事務

専門技術チームの事務は、厚生労働省社会・援護局事業課が行う。

4. その他

前各項に定めるもののほか、専門技術チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する
専門技術チーム 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら 浅村	ひでき 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり 浅利	まさる 優	旭川医科大学法医学講座准教授
きたがわ 北川	みさ 美佐	大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
さかうえ 坂上	かずひろ 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか 坂	ひでき 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ 篠田	けんいち 謙一	日本人類学会会長 国立科学博物館副館長
たまき 玉木	けいじ 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと 橋本	まさつぐ 正次	東京歯科大学副学長
もりかわ 盛川	えいじ 英治	日本遺族会事務局長
やまだ 山田	よしひろ 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 歯学教授

注1 ○は主査

注2 必要に応じ、上記構成員以外の者を参集する場合がある。